

# 保育施設入所のご案内

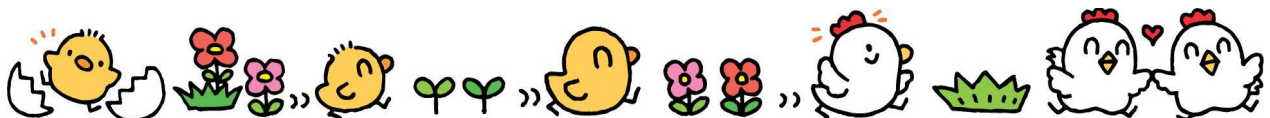
## 《令和9年度入所用》



富津市役所 保育課

# もくじ

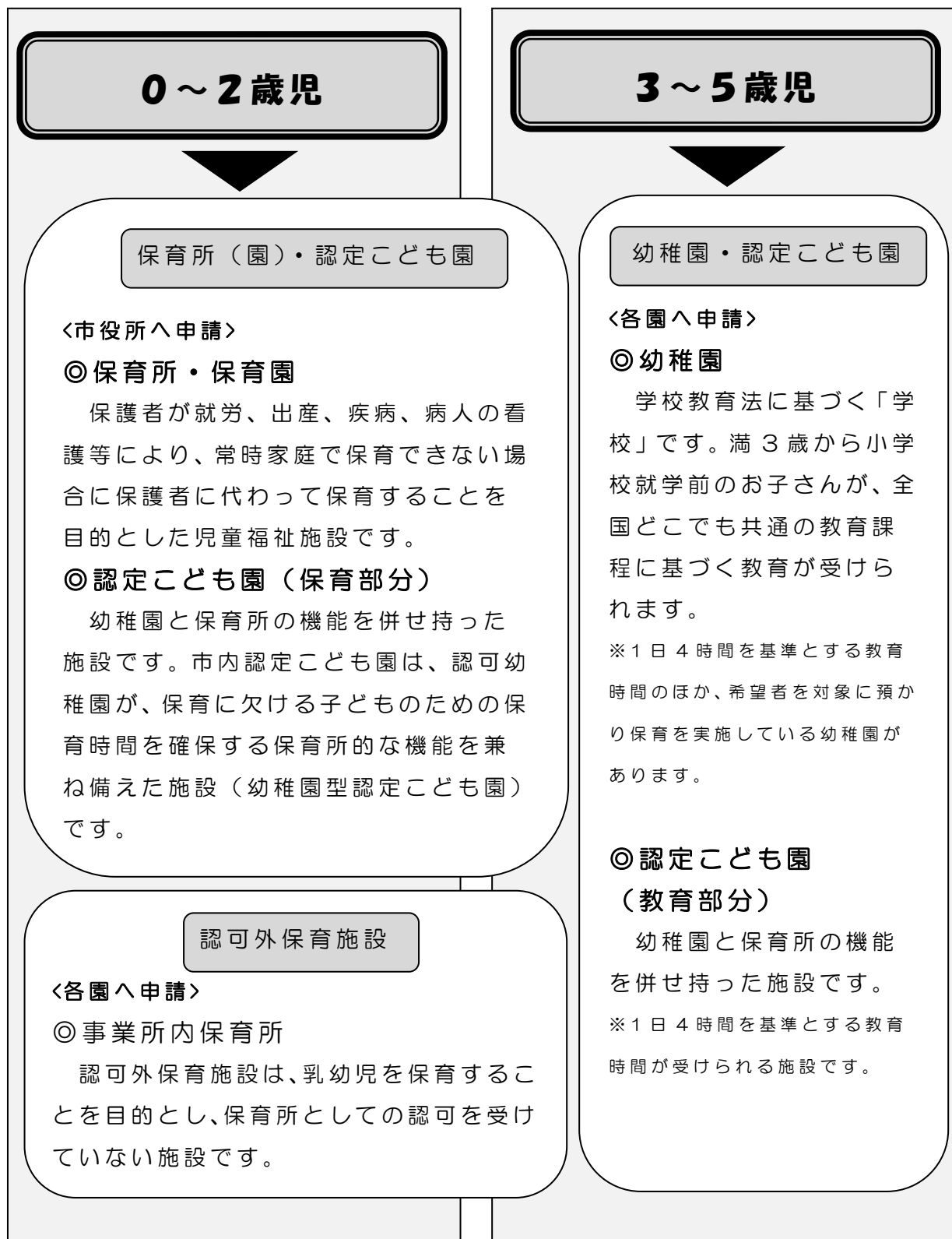
|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 保育所（園）、認定こども園、幼稚園ってどう違うの？   | 1      |
| 市内保育所（園）・認定こども園一覧表          | ・・・ 2  |
| 富津市保育所（園）・幼稚園・認定こども園マップ     | ・・・ 3  |
| 1 保育施設の利用について               | ・・・ 4  |
| 公立保育所の延長保育料について             | ・・・ 6  |
| 2 入所申込みの手順                  | ・・・ 8  |
| 3 入所申込みに必要なもの               | ・・・ 9  |
| 4 利用承諾後の取下げについて             | ・・・ 9  |
| 5 保育料について                   | ・・・ 10 |
| 6 保育料の支払いについて               | ・・・ 12 |
| 7 副食費について                   | ・・・ 13 |
| 8 現況届について                   | ・・・ 14 |
| 9 入所後の各種届出について              | ・・・ 14 |
| 10 市立保育所再配置に伴うスクールバスの利用について | 14     |



## 保育所（園）、認定こども園、幼稚園ってどう違うの？

◎お子さんを預ける施設は保育所（園）、認定こども園、幼稚園などさまざまな施設があります。

～富津市の場合～



では、どんな保育施設があるのでしょうか？（次ページへ→）

◆ 市内保育所（園）・認定こども園一覧表 ◆

令和 9 年 4 月 1 日現在

| 施設名                         | 公私<br>定員<br>(予定) | 所在地<br>電話番号          | 開園時間                                                | 特別保育の内容 |        |              |                   |        |             |
|-----------------------------|------------------|----------------------|-----------------------------------------------------|---------|--------|--------------|-------------------|--------|-------------|
|                             |                  |                      |                                                     | 乳<br>児  | 延<br>長 | 障<br>がい<br>児 | 一<br>時<br>預<br>かり | 休<br>日 | 病<br>後<br>児 |
| 飯野保育所                       | 公立<br>100        | 下飯野 332-6<br>87-0765 | 平日 7:30~18:30<br>土曜 7:30~18:30                      | ○       |        | ○            | ○                 |        |             |
| 吉野保育所                       | 公立<br>50         | 絹 656-2<br>65-2143   | 平日 7:30~18:30<br>土曜 ※2                              | ○       |        | ○            | ○                 |        |             |
| 佐貫保育所<br>(令和 10 年 3 月末閉所予定) | 公立<br>40         | 佐貫 143-2<br>66-0392  | 平日 7:30~18:30<br>土曜 ※2                              | ○       |        | ○            | ○                 |        |             |
| 中央保育所                       | 公立<br>80         | 数馬 579<br>67-0279    | 平日 7:30~19:00<br>土曜 7:30~18:30                      | ○       | ○      | ○            | ○                 |        |             |
| 竹岡保育所                       | 公立<br>40         | 竹岡 403-1<br>67-8504  | 平日 7:30~18:30<br>土曜 ※2                              | ○       |        | ○            | ○                 |        |             |
| 峰上保育所<br>(令和 10 年 3 月末閉所予定) | 公立<br>60         | 上後 305<br>68-0080    | 平日 7:30~18:30<br>土曜 ※2                              | ○       |        | ○            | ○                 |        |             |
| 富津保育園                       | 私立<br>120        | 富津 396-34<br>87-2104 | 平日 7:00~20:00<br>土・休日※3 8:00~18:00                  | ○       | ○      | ○            | ○                 | ○      | ○           |
| 大貫保育園                       | 私立<br>60         | 岩瀬 1112-7<br>65-0059 | 平日 6:30~20:00<br>土曜 7:00~18:30<br>日・休日※3 7:00~18:00 | ○<br>*  | ○      | ○            | ○                 | ○      | ○           |
| 和光保育園                       | 私立<br>79         | 小久保 2209<br>65-2772  | 平日・土曜 7:00~19:00                                    | ○       | ○      | ○            |                   |        |             |
| 青堀保育園                       | 私立<br>90         | 青木 2-14-6<br>87-0142 | 平日・土曜 7:00~20:00                                    | ○       | ○      | ○            |                   |        |             |
| 認定こども園<br>みなと幼稚園            | 私立<br>44※1       | 湊 404-1<br>67-2525   | 平日 7:30~18:30<br>土曜 8:30~17:00                      |         |        | ○            | ○                 |        |             |
| 認定こども園<br>明澄幼稚園             | 私立<br>79※1       | 大堀 1618<br>87-0808   | 平日 7:30~18:30                                       |         |        | ○            |                   |        |             |

※1 認定こども園みなと幼稚園、明澄幼稚園の定員は、保育認定の定員。

※2 公立保育所を土曜日に利用する場合は、原則として、飯野保育所又は中央保育所での合同保育となります。

※3 休日とは、祝日、振替休日。

《 特別保育の内容 》

○乳 児 保 育…産後 8 週間の産休明けから保育を受け入れています。

\*大貫保育園は生後 30 日を過ぎた日の翌月 1 日から入園可。

○延 長 保 育…11 時間を超える保育を実施しています。(保育標準時間認定の方)

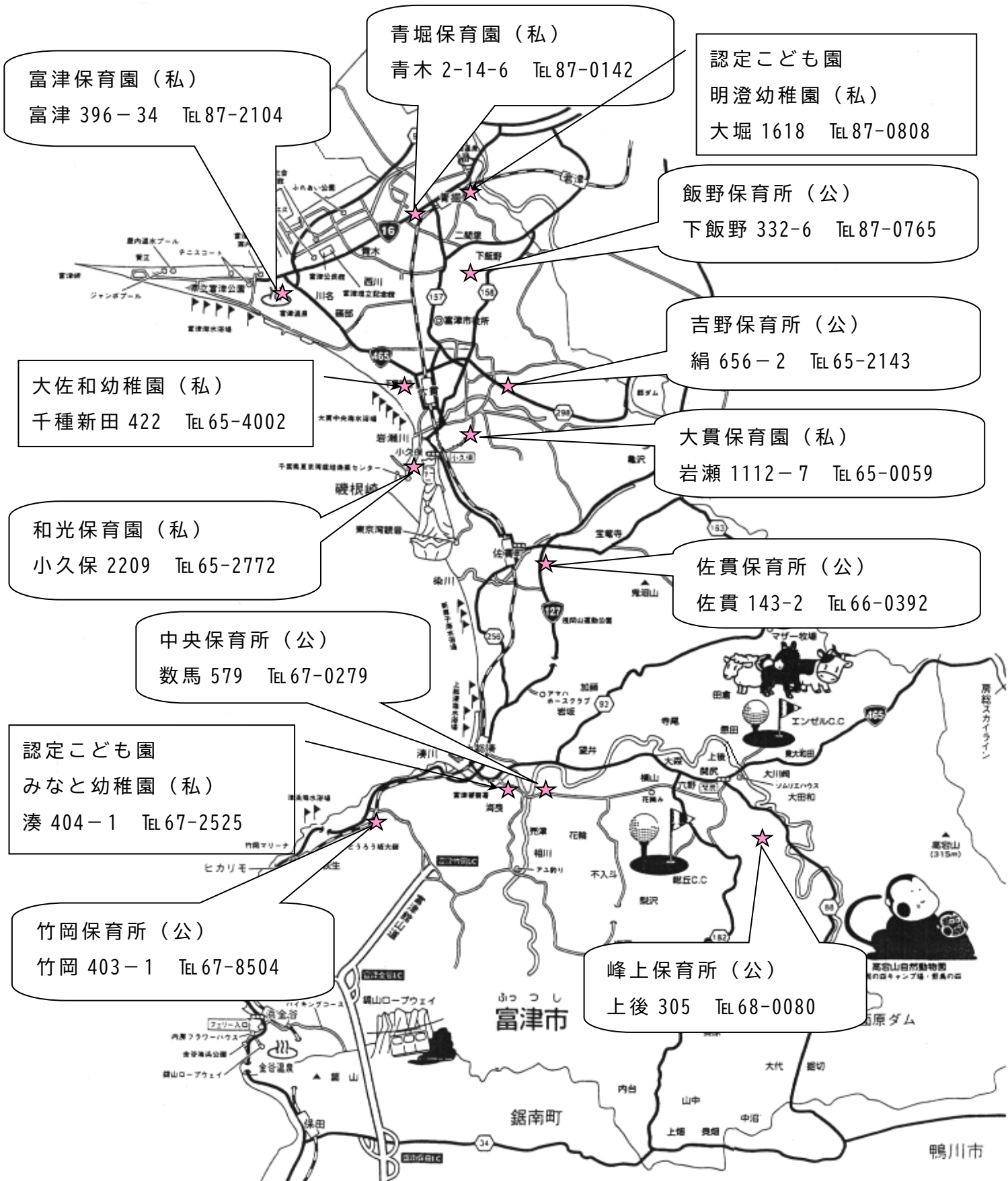
○障 がい 児 保 育…可能な限り、障がい児の保育を受け入れています。

○一 時 預 かり…育児中のリフレッシュ、冠婚葬祭などで家庭での保育が一時的に必要な  
となった場合や、一定期間パートに就いたりする場合などに利用でき  
ます。

○病 後 児 保 育…病気や外傷の回復期にあり、安静に過ごす必要があるが、仕事等で  
家庭で保育できない場合に一時的にお預かりします。

※詳細内容については、各保育施設へ直接お問い合わせください。

《市内保育所（園）・認定こども園・幼稚園マップ》 令和9年4月1日現在



## 1 保育施設の利用について



保育所（公立保育所・私立保育園）、認定こども園での保育を利用するためには、保護者が保育を必要とする事由のいずれかに該当していることを市に申請し、教育・保育給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定こども園における教育標準時間の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由の必要はありませんが、市に申請し、認定を受ける必要があります。

### ＜保育を必要とする事由＞

| 事由        | 保護者の状況                                                              |
|-----------|---------------------------------------------------------------------|
| ①就労（自営含む） | 月４８時間以上（１日４時間以上かつ月１２日以上）の労働に常態的に従事していること                            |
| ②妊娠・出産    | 妊娠中または出産後間がないこと                                                     |
| ③疾病・障がい   | 病気や心身に障がいがある場合                                                      |
| ④親族の介護・看護 | 親族を常時介護または看護していること                                                  |
| ⑤災害復旧     | 火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育できない場合                               |
| ⑥求職活動     | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること                                          |
| ⑦就学・訓練    | 就学中の場合                                                              |
| ⑧虐待・DV    | 虐待やDVのおそれがある場合                                                      |
| ⑨育児休業     | 育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合（「育児休業」を事由にその該当者の新規の申し込みはできません） |
| ⑩その他      | 出産後８週間経過後においても引き続き保育が必要と認めるとき<br>その他上記に類する状態として富津市長が認める場合           |

### ※入所審査について

受入可能人数を超過して入所希望があった場合、保育を必要とする事由によって点数を付し、点数の高い順（優先順位の高い順）に受入を行います。

（点数については富津市ホームページの「例規集」から「富津市保育の利用に関する規則」を検索し、規則内の別表第１「富津市保育所等利用基準」、別表第２「富津市保育所等利用調整基準」をご参照ください。）

## ＜教育・保育給付認定について＞

### ○認定区分

| <div> <div>保育の<br/>必要性</div> <div>年 齢</div> </div> | <div> <div>あり</div> <div>(保育認定)</div> </div>     | <div> <div>なし</div> <div>(教育標準時間認定)</div> </div> |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 3歳以上                                               | <div> <div>2号</div> <div>保育所・認定こども園</div> </div> | <div> <div>1号</div> <div>認定こども園</div> </div>     |
| 3歳未満                                               | <div> <div>3号</div> <div>保育所・認定こども園</div> </div> |                                                  |

※3号認定から2号認定になる際は、改めて認定の申請をする必要はありません。

### ○保育必要量

保育を必要とする事由や家庭の状況等により保育必要量の認定を行います。  
各施設で定めた基本保育時間内であれば「**保育短時間**」、  
それ以外の時間が必要であれば「**保育標準時間**」となります。

**保 育 短 時 間** → パートタイム労働を想定した利用時間（最大8時間）  
公立保育所の場合、午前8時30分から午後4時30分の間の利用になります。

**保 育 標 準 時 間** → フルタイム労働を想定した利用時間（最大11時間）  
公立保育所の場合、午前7時30分から午後6時30分の間の利用になります。

※私立保育園の保育時間の設定については、各園により異なりますのでお問い合わせください。

保育を必要とする事由が①就労（自営含む）の場合、就労時間に応じて決定します。

| 保育必要量  | 就労時間（原則）        |
|--------|-----------------|
| 保育短時間  | 48時間以上120時間未満／月 |
| 保育標準時間 | 120時間以上／月       |

### ○令和9年度クラス年齢早見表

| クラス | 生年月日                            |
|-----|---------------------------------|
| 5歳児 | 令和3（2021）年4月2日 ～ 令和4（2022）年4月1日 |
| 4歳児 | 令和4（2022）年4月2日 ～ 令和5（2023）年4月1日 |
| 3歳児 | 令和5（2023）年4月2日 ～ 令和6（2024）年4月1日 |
| 2歳児 | 令和6（2024）年4月2日 ～ 令和7（2025）年4月1日 |
| 1歳児 | 令和7（2025）年4月2日 ～ 令和8（2026）年4月1日 |
| 0歳児 | 令和8（2026）年4月2日 ～                |

## ○公立保育所の延長保育について

保育標準時間の場合は 11 時間を、保育短時間の場合は 8 時間を超えて利用する場合は、次のとおり延長保育料をご負担いただきます。

### (1) 延長保育の実施日時

|        | 7:30 | 8:30  | 12:30  | 16:30    | 18:30 | 19:00    |
|--------|------|-------|--------|----------|-------|----------|
| 保育標準時間 | 平日   | 時間外保育 | 基本保育時間 |          | 時間外保育 | 延長保育(※1) |
|        | 土曜日  | 時間外保育 | 基本保育時間 | 延長保育(※2) |       |          |
| 保育短時間  | 平日   | 延長保育  | 基本保育時間 |          | 延長保育  | 延長保育(※1) |
|        | 土曜日  | 延長保育  | 基本保育時間 | 延長保育(※2) |       |          |

※1 中央保育所のみ実施。

※2 飯野、中央保育所のみ実施。他の保育所のお子さんが利用する場合は、朝から飯野保育所又は中央保育所に登所していただきます。

### (2) 延長保育料

| 区分    | 曜日  | 児童1人当たりの延長保育料(月額) |
|-------|-----|-------------------|
| 3歳未満児 | 平日  | 30分につき600円        |
|       | 土曜日 | 1時間につき250円        |
| 3歳以上児 | 平日  | 30分につき250円        |
|       | 土曜日 | 1時間につき100円        |



◎時間外保育、延長保育を利用するときは、利用しようとする日の 10 日前までに「時間外・延長保育申込書」の提出が必要になります。

申込書等は、保育所に用意してあります。

支払いについては、保育料と同様、口座振替もしくは納付書でのお支払いになります。

※土曜保育については、原則として、飯野保育所又は中央保育所での共同保育となります。

※土曜保育を希望される場合は、必ず事前に保育所に申出ください。

保育士の配置等、体制を整える必要があるため、ご協力をお願いいたします。

※私立保育園、認定こども園の延長保育については、園により異なりますので、各園にお問い合わせください。

## <教育・保育給付認定の有効期間等について>

保育を必要とする事由によって、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量が異なります。保育必要量については、原則以下の表のとおりです。認定変更を希望する場合はご相談ください。

| 事由        | 保育認定の有効期間<br>(保育施設等の利用可能期間)                                                         | 保育必要量の<br>認定区分                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| ①就労（自営含む） | お子さんの小学校就学前まで<br>※契約社員等は雇用期間終了月まで                                                   | 就労時間に準ずる                             |
| ②妊娠・出産    | 出産予定月のおおむね2か月前から<br>出産後8週間が経過する日の翌日の<br>属する月末まで                                     | 保育標準時間<br>※保育標準時間が必要ない場合、保育<br>短時間也可 |
| ③疾病・障がい   | 事由に該当する期間まで                                                                         | 保育標準時間<br>※保育標準時間が必要ない場合、保育<br>短時間也可 |
| ④親族の介護・看護 |                                                                                     |                                      |
| ⑤災害復旧     |                                                                                     |                                      |
| ⑧虐待・DV    |                                                                                     |                                      |
| ⑥求職活動     | 原則3か月以内（必要と認めた場合は<br>最長6か月まで）                                                       | 保育短時間                                |
| ⑦就学・訓練    | 保護者の卒業（修了）予定日が属する<br>月末まで                                                           | 就学時間等に準ずる                            |
| ⑨育児休業     | 育児休業期間終了月まで                                                                         | 保育短時間                                |
| ⑩その他      | ・出産後8週間経過後継続して保育を<br>希望する場合<br>→出産したお子さんの1歳の誕生<br>月まで<br>※その他、保育が必要な場合はご相談<br>ください。 | 保育短時間                                |

※認定事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了し、保育所等に入所の児童については、保育の利用を解除（退所）となります。

※認定内容に変更が生じるときは、教育・保育給付認定変更申請が必要です。

## 2 入所申込みの手順

公私立ともに申込み方法、入所手続きの流れは同じです。



### (1) 見学に行く ※必須

事前に保育所（園）へ連絡し、入所を希望するお子さんと一緒に見学に行ってください。

### (2) 申込書類をもらう

ご家庭の状況を確認させていただき、状況に応じた書類を市内各保育所（園）、認定こども園及び市役所保育課でお渡しします。※市ホームページからダウンロードもできます。

保育を必要とする事由によって、勤務先などで証明書等を発行してもらう必要があります。申込期限までに提出できるよう、お早めに勤務先等へ依頼してください。

### (3) 申込みをする

| 入所を希望する月     | 令和9年4月                           | 令和9年5月から<br>令和10年3月まで |
|--------------|----------------------------------|-----------------------|
| 受付期間         | 令和8年11月2日（月）から<br>令和8年12月4日（金）まで | 入所を希望する月の<br>前月15日まで※ |
| 審査結果<br>通知時期 | 2月下旬頃                            | 入所を希望する月の<br>前月20日以降  |

※15日が土日祝の場合は、直前の平日。

※市外の施設を希望する場合は、市区町村によって提出期限が違いますので、お早めにご相談ください。

・受付場所 市役所保育課、市内各保育所（園）及び認定こども園

※明澄幼稚園の保育認定希望者は、「願書」は幼稚園、「申請書等」は市役所保育課へ提出してください。

※マイナポータルからもオンラインで手続きができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

### (4) 認定・入所審査の結果を郵送にてお知らせ

・認定証（教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証）

提出書類から保育の必要性を確認し、認定区分に応じた認定証を送付します。

※入所を決定するものではありません。

・施設利用承諾通知書または 施設利用保留通知書

入所審査の結果を通知します。

定員超過等により保育所利用が保留となった場合、自動的に翌月以降も入所審査が行われます。保育所利用が可能となった際に、その旨ご連絡いたします。

翌月以降の入所審査を希望しない場合は、取下願を提出してください。

### 3 入所申込みに必要なもの

- ・教育・保育給付認定申請書
- ・児童票 及び 調査票
- ・世帯全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・児童の母子健康手帳の写し（直近の健康診査のページ）【裏面に表紙の写し】

※その他要経過観察等、特別な記載事項があった場合はそのページの写しも必要

- ・保育施設入所申請の確認書

#### ＜事由により必要な書類＞

| 認定事由      | 添付書類                                              |
|-----------|---------------------------------------------------|
| ①就労（自営含む） | 就労証明書（勤務先へ記載を依頼してください。）<br>〈自営業の場合〉確定申告書の写し、開業届など |
| ②妊娠・出産    | 申立書・母子健康手帳の写しまたは診断書                               |
| ③疾病・障がい   | 申立書・障害者手帳等の写しまたは診断書                               |
| ④親族の介護・看護 | 申立書・要介護認定結果通知書の写しまたは診断書                           |
| ⑤災害復旧     | 申立書・り災証明書の写し                                      |
| ⑥求職活動     | 申立書・ハローワークカードの写し                                  |
| ⑦就学・訓練    | 申立書・在学証明書・受講カリキュラム等の写し                            |
| ⑧虐待・DV    | 申立書・保護命令の写しなど                                     |
| ⑨育児休業     | 申立書・育休期間が記載された就労証明書                               |
| ⑩その他      | 申立書・事実を証する書類                                      |

#### ＜その他の書類＞

| 対象者                             | 提出書類                        |
|---------------------------------|-----------------------------|
| アレルギーのある方                       | 様式1 食物アレルギーに関する調査票          |
| 兄弟姉妹が幼稚園に在園または障がい児施設等に在所している場合  | 在園（所）証明書                    |
| 同一世帯に障害者手帳等所持者がいる場合（同居している場合のみ） | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し |

※その他、ご家庭の状況により書類の提出をお願いすることがあります。

※育児休業給付金の延長手続きで教育・保育給付認定申請書の写しが必要な方は、市へ提出する前にご自身でコピーを取ってください。（市の受付印は不要です。）

### 4 利用承諾後の取下げについて

入所を取り下げる場合は、お早めに市役所保育課または各保育所（園）、認定こども園へご連絡ください。

## 5 保育料について

保育所（園）・認定こども園では、令和元年 10 月から保育料の無償化が始まり、3 歳児から 5 歳児クラス、0 歳児から 2 歳児クラスの市民税所得割額非課税世帯の園児の保育料が無償となりました。

0 歳児から 2 歳児クラス（市民税課税世帯）の園児に係る保育料は以下のとおりです。

### （１）算定基準

保護者の市民税額、子どもの年齢、保育の必要量に応じて、保育料（月額）を決定します。父母ともに年収が 103 万円未満であり祖父母等と同居している場合は、祖父母どちらか市民税額の多い方を合算し保育料を決定します。

前期（４～８月分）の保育料は前年度の市民税額を基に、後期（９～３月分）の保育料は現年度の市民税額を基に決定します。

※保育所（園）・認定こども園が独自に設定する講師料等の教育・保育の質の向上を図る上で必要となる上乗せ利用料や絵本代、バス代等の実費負担がかかる場合もありますので、ご利用を希望する施設へご確認ください。

### 〈年齢区分〉

令和 9 年 4 月 1 日時点の年齢で算定します。年度途中で誕生日を迎えた場合であっても令和 9 年度中の保育料の算定区分は変わりません。

例） R6.4.1 生まれ → 3 歳児      R6.4.2 生まれ → 2 歳児

### （２）保育料の軽減（富津市独自）

第 1 子から保育料の軽減をしています。

- ・第 1 子は 30%軽減、第 2 子は兄・姉の年齢にかかわらず半額となります。
- ・第 3 子以降は、兄、姉の年齢にかかわらず無料となります。

世帯が別になっている兄弟姉妹がいる場合、申出が必要です。

確認の為、戸籍謄本などのご提出を求める場合があります。

### （３）要保護者等の属する世帯

次の世帯が該当となります。

- ・配偶者のいない方で子どもを扶養しており、同居の親族がいない世帯
- ・身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた者や、特別児童扶養手当の支給対象となる子どもがいる世帯

※世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満の場合、第 2 子は兄・姉の年齢にかかわらず無料となります。

（５）保育認定（３号）保育料徴収基準額表

令和９年４月１日現在

保育料表の上段は保育標準時間、下段の（）内は保育短時間の保育料です。

単位：円

| 階 層 区 分 |                      |                 | 3 号 認 定            | 第 1 子              | 第 2 子              |                    |
|---------|----------------------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
|         |                      |                 | 3 歳 未 満 児          | (30%軽 減)           | (50%軽 減)           |                    |
| 第 1     | 生活保護世帯               |                 | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 第 2     | 市民税                  | 要保護世帯           | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 第 3     | 非課税世帯                | 上 記 以 外         | 0                  | 0                  | 0                  |                    |
| 第 4     | 市民税<br>均等割のみ<br>課税世帯 | 要保護世帯等          | 7,500<br>(7,400)   | 5,250<br>(5,180)   | 0<br>(0)           |                    |
| 第 5     |                      | 上 記 以 外         | 16,500<br>(16,300) | 11,550<br>(11,410) | 8,250<br>(8,150)   |                    |
| 第 6     | 市民税<br>所得割<br>課税額    | 48,600 円<br>未 満 | 要保護<br>世帯等         | 7,500<br>(7,400)   | 5,250<br>(5,180)   | 0<br>(0)           |
| 第 7     |                      |                 | 上 記<br>以 外         | 18,000<br>(17,700) | 12,600<br>(12,390) | 9,000<br>(8,850)   |
| 第 8     |                      | 77,101 円<br>未 満 | 要保護<br>世帯等         | 7,500<br>(7,400)   | 5,250<br>(5,180)   | 0<br>(0)           |
|         |                      |                 | 上 記<br>以 外         | 28,500<br>(28,100) | 19,950<br>(19,670) | 14,250<br>(14,050) |
| 第 9     |                      | 97,000 円未 満     |                    | 28,500<br>(28,100) | 19,950<br>(19,670) | 14,250<br>(14,050) |
| 第 10    |                      | 169,000 円未 満    |                    | 40,000<br>(39,400) | 28,000<br>(27,580) | 20,000<br>(19,700) |
| 第 11    |                      | 301,000 円未 満    |                    | 51,000<br>(50,200) | 35,700<br>(35,140) | 25,500<br>(25,100) |
| 第 12    |                      | 301,000 円以上     |                    | 67,000<br>(66,000) | 46,900<br>(46,200) | 33,500<br>(33,000) |

※令和７年９月から、保育料の保護者負担は、兄・姉の年齢にかかわらず、上の表の金額を基に、以下のとおりとなりました。

| 第１子   | 第２子   | 第３子以降 |
|-------|-------|-------|
| 30%軽減 | 50%軽減 | 無料    |

## 6 保育料の支払いについて

3歳未満児（3号認定）の保育料は、口座振替または納付書による支払いとなります。  
※毎月1日に在籍していれば、登所した日数や時間にかかわらず、1か月分の保育料がかかります。

※認定こども園の保育料については、各園で徴収します。

### 〇口座振替

#### 〈申込方法〉

口座振替希望の方は、富津市内の取扱金融機関、各保育施設及び市役所保育課で配付している「富津市保育所（園）保育料等口座振替依頼書兼解約届・自動払込利用申込書（3枚複写）」に必要事項を記入の上、預貯金通帳と印鑑（届出印）を持参し、口座振替を希望する預貯金口座のある金融機関窓口へお申込みください。兄弟姉妹で入所している場合、それぞれのお子さまの申込みが必要です。

#### 〈口座振替の開始〉

原則として、金融機関に申し込まれた日の約2か月後から口座振替が開始されますので、口座振替の開始までは納付書でお支払いください。

開始月は、口座振替開始（変更）通知書でお知らせします。

#### 〈口座振替日〉

振替日は各月末日です（12月は28日）。末日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

#### 〈取扱金融機関〉

※ゆうちょ銀行でのお取扱いはできません。

- |                                  |         |            |       |
|----------------------------------|---------|------------|-------|
| ●千葉銀行                            | ●三井住友銀行 | ●君津市農業協同組合 |       |
| ●みずほ銀行                           | ●中央労働金庫 | ●三菱UFJ銀行   |       |
| ●千葉興業銀行                          | ●千葉信用金庫 | ●君津信用組合    | ●京葉銀行 |
| ●東日本信用漁業協同組合連合会（千葉県内の本店及び営業店に限る） |         |            |       |

### 〇納付書

口座振替の手続きをしない方は、毎月15日頃に入所保育所（園）を通して納付書を配付します。

納付書裏面に記載されている金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリで納付してください。

納付期限は毎月末日（12月は28日）となっていますので、期限までに必ず納付してください。期限を過ぎても納付がない場合、督促状が発行されます。

3か月以上未納になると、保育の利用を解除（退所）しなければならないこともあります。

児童手当を受給されている方へ・・・

児童の健やかな成長に必要な費用である保育料を滞納した場合、児童手当の支払方法が変更されることがありますので、納付期限内に納めていただきますようお願いいたします。

## 7 副食費について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が始まり、3 歳以上の児童の保育料は無償となりましたが、副食費（おかず、おやつ）は保護者負担です。

副食費の金額については保育施設により異なります。（3 歳未満児の副食費については保育料に含まれます。）

※年齢は令和 9 年 4 月 1 日時点で算定します。

※私立保育園・認定こども園の主食費・副食費は、各園で徴収します。

### 〈公立保育所の給食費〉

公立保育所の給食費は 5,100 円です。

口座振替または納付書による支払いとなります。

#### ・口座振替

〈取扱金融機関〉 ※ゆうちょ銀行でのお取扱いはできません。

- |                                  |         |            |         |
|----------------------------------|---------|------------|---------|
| ●千葉銀行                            | ●三井住友銀行 | ●君津市農業協同組合 | ●中央労働金庫 |
| ●千葉興業銀行                          | ●千葉信用金庫 | ●君津信用組合    | ●京葉銀行   |
| ●東日本信用漁業協同組合連合会（千葉県内の本店及び営業店に限る） |         |            |         |

#### ・納付書

口座振替の手続きをしない方は、保育料と同様の納付方法となり、毎月 15 日頃に入所する保育所（園）を通して納付書を配付します。

## ○副食費の免除

年収 360 万円未満相当世帯の副食費は免除となります。

～年収 360 万円未満相当世帯とは～

- ・1 号認定・・・市民税所得割課税額の合計が 77,101 円未満の世帯
- ・2 号認定・・・市民税所得割課税額の合計が 57,700 円未満（要保護世帯等においては 77,101 円未満）の世帯

また、第 3 子以降の副食費も免除となります。

公立保育所は手続不要で無料となります。

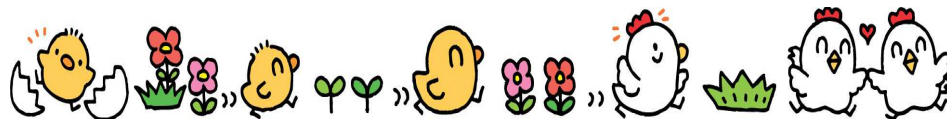
私立保育園・認定こども園は、国基準の第 3 子以降は手続不要で無料となりますが、富津市基準の第 3 子以降については申請により 5,100 円（予定）までの補助を行います。

## ○市の独自軽減策について

富津市では、第 3 子以降の児童の保育料について、国の基準に上乗せし、市独自の多子軽減を実施しています。国基準、市基準については以下のとおりです。

- ・国基準…小学校就学前までの範囲に幼稚園や保育所（園）、認定こども園などを兄弟姉妹で同時に利用する場合、そのうちの最年長から第 1 子、その下の子を第 2 子とカウントし、第 3 子以降の子ども（同一施設でなくとも可）。
- ・市基準…国基準に該当しない子どもも含め、世帯の収入や上の子の年齢にかかわらず第 3 子以降の子ども。

## 8 現況届について



保育所（園）、認定こども園に入所後、家庭の状況や次年度継続入所の希望を確認するため、毎年11月頃に現況届及び就労証明書等を提出していただきます。

提出については、保育所（園）、認定こども園を通してご案内いたします。

## 9 入所後の各種届出について

次の場合は速やかに届出をしてください。

書類は、各保育所（園）、認定こども園及び市役所保育課で配付しています。

- |                         |           |                                 |
|-------------------------|-----------|---------------------------------|
| ○勤務先が変わったとき             | ・ ・ ・ ・ ・ | 認定申請内容変更届及び<br>就労（内定）証明書        |
| ○退職や解雇により求職状態になったとき     | ・         | 認定申請内容変更届及び申立書                  |
| ○住所・保護者または児童の氏の変更       | ・ ・ ・     | 認定申請内容変更届                       |
| ○家族構成の変更                | ・ ・ ・ ・ ・ | 教育・保育給付認定（変更）申請書及び<br>認定申請内容変更届 |
| ○市外へ転出または退所するとき         | ・ ・ ・ ・ ・ | 保育利用解除申出書                       |
| ○転居や勤務先変更により保育所を転園したいとき |           | 保育所等変更申込書                       |

### 〈市外へ転出するとき〉

富津市の保育認定期間は、転出した月の末日までとなります。

転出後も引き続き、富津市内の保育所への継続入所を希望する場合は、転出先市町村へ申込みが必要になります。

転出手続きの際には、転出先市町村で必要な書類等をご案内いたしますので、市役所保育課にお越しください。

## 10 市立保育所再配置に伴うスクールバスの利用について

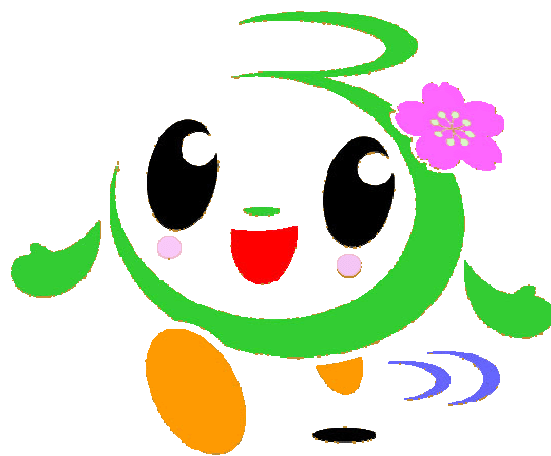


令和8年3月末をもって金谷保育所を閉所したことに伴い、金谷地区から天羽小学校行きのスクールバスを活用し、3歳以上児（4月1日現在）はJR浜金谷駅から竹岡保育所まで保育士が添乗したスクールバスに乗り、竹岡保育所へ登所することができます。

乗車を希望する方は、スクールバスの利用申請が必要になりますので、入所申込みの際にお申し出ください。

※登所時のみの運行になりますので、降所時は各ご家庭でお迎えをお願いします。





富津市役所  
保育課 保育係  
0439-80-1312